

平成26年3月31日  
J R 北 海 道

「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」に対する改善措置の報告について

平成26年1月24日付け、「輸送の安全に関する事業改善命令及び事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令」のうち、「記録を重視するルールの策定及びその徹底」及び「改ざんが行われた場合における厳しい処分環境の整備」について措置を講じました。

弊社が講じた措置について、「保安監査の結果による当面の改善指示」を受けて講じた措置を含め、本日、国土交通大臣宛の報告書を国土交通省北海道運輸局へ提出いたしました。

その内容について、お知らせいたします。

「JR北海道の安全確保のために講ずべき措置－JR北海道の再生へ－」  
別紙2の2.(1)③及び⑤に関して講じた措置について

1. 記録を重視するルールの策定及びその徹底

(1) 軌道部門の取り組み

軌道部門における軌道変位検査等について、講ずべき措置の中で示された、

- ① ルールに従い正確な検査を行うこと
- ② 検査結果を正しく記録に残すこと
- ③ 検査結果の記録に基づき、必要な補修作業を確実に行うこと
- ④ 実施した補修作業の結果を記録すること

の4つの点に関して、規程等に明確に定められているかを検証しました。

その結果、線路検査規程、線路検査マニュアル等において、明確化されていない事項のルール化を行いました。(別紙)

主なルール化の状況は以下のとおりです。

- ① 検査の実施責任者を明確化するとともに、記録項目、記録手段、記録の管理者、保管期間等を明確化しました。(線路検査規程等関係)
- ② 補修後の仕上がり検測の方法を明確化しました。(線路検査規程等関係)
- ③ 補修後の仕上がり検測結果の記録を明確化しました。(線路検査規程等関係)
- ④ 軌道部材の検査等について検査方法や項目を見直すとともに、補修基準などが曖昧なものを明確化しました。(軌道整備規程等関係)
- ⑤ 木マクラギの管理方法について統一(一本管理化)するとともに、不良状態の判定基準、交換基準を明確化しました。(線路検査マニュアル関係)
- ⑥ 分岐器軌道変位検査やその他軌道部材検査等の記録簿(野帳)の様式を統一しました。(通達(工保指導第28号))

また、これらの取り組み内容を次のように周知徹底しました。

- ① 平成25年12月から平成26年3月にかけて保線関係現場長会議を3回開催し、保線業務の適正化に向けた具体的な取り組みと定着方法について議論し、今後の取り組みについて意思統一を図り、前述の関係規程等を改正することとしました。
- ② 平成26年1月から3月にかけて保線技術管理者講習会、保線技術者講習会を延べ31回開催し、全ての軌道部門の社員に対し、鉄道運営に対する基本姿勢、保線技術者の心構えの教育に加え、検査から修繕までを適正に

作業することの重要性、軌道変位・分岐器・マクラギ等の各種検査についての指導を行い再徹底しました。なお、これらの講習会については、社員に定着するまで毎年継続して実施します。

- ③ さらに、この講習会の内容を平成26年度以降の新入社員研修や若手・中堅社員向け研修等の研修カリキュラムに含め指導を徹底することとします。

なお、軌道部門の現場において、検査担当者と補修担当者との間の連携が取られていなかったことから、検査担当者と補修担当者との間の連携を確実に行う体制とするために、その両者及び管理者等がそれぞれの作業終了後に確認することとしました。(線路保守作業マニュアル関係)

また、本社が現場における状況を把握しておらず必要な対応が取られていなかったことから、平成25年11月に本社工務部内に業務支援室を設置しました。同室社員は、平成26年3月までの間に、軌道部門の8現場に出向き、軌道変位検査が適切に実施されていることの確認と、必要な指導を行いました。今後も軌道部門の全現場を対象に、業務実施状況の監査とフォローアップを継続して実施します。

## (2) 車両部門の取り組み

車両部門についても、(1)と同様の視点で検証しました。

その結果、以下のとおり、明確化されていない事項のルール化を行いました。

- ① 請負業者の選定基準を明確化しました。(車両関係工事等請負事務取扱手続(規程)関係)
- ② 車両回送時の確認項目を明確化しました。(回送車両取扱い標準関係)

また、これらの取り組み内容を次のように周知徹底しました。

- ① 平成25年12月12日に請負契約業務担当者、検査員、監督者に対し、検査記録等の記載事項を確実に確認して、検査記録の保管場所を決めて管理するよう再徹底しました。
- ② 平成26年1月から3月にかけて車両故障防止検討会を3回、平成26年2月に検修関係会議を1回開催し、現場管理者等とともに、新たに制定したルール及び記録の重要性を再確認し、これらを踏まえ、現場社員等に再徹底しました。
- ③ 記録の重要性等に係る研修科目の設置等ルール及び記録の重要性を継続的に教育することとします。また、現場・本社が業務実施に係る問題の把握を継続的に実施し、必要な規程等の制定・改正をすることとします。

なお、外注業務において、受託者の選定基準が定められていない等、車両関係工事等請負事務取扱手続(規程)等に基づいた取扱いがされていなかったことから、同規程等に基づく手続きの実施、検査記録関係設備の改修、外注先に対するルール

及び記録の重要性の徹底等の改善措置を講じ、また、その状況を品質管理立入審査会等で随時確認することとしました。

### (3) 土木部門の取り組み

土木部門についても、(1)と同様の視点で検証しました。

規程等での明確化については、以下を確認し、特段、新たなルール化の必要なものはありませんでした。

- ・ 土木施設の検査は、土木施設整備心得（実施基準）及び土木施設管理マニュアルに基づき実施しており、検査結果と土木施設に生じている変状等を検査記録簿に記録しています。
- ・ 土木施設で変状の程度が大きく、措置を要するものについては、本社工務部と土木部門の現場がその情報を共有しています。
- ・ 本社工務部は、定期的に土木部門の現場に出向き、管理上重要な土木施設の検査記録簿の確認と、検査記録簿の適正な作成についての指導を行っており、今後も継続して行います。

検査記録の重要性については、平成26年2月3日に土木関係助役会議で再徹底しました。

### (4) 設備部門の取り組み

設備部門についても、(1)と同様の視点で検証しました。

規程等での明確化については、以下を確認し、特段、新たなルール化の必要なものはありませんでした。

- ・ 設備の検査は、建築物維持管理マニュアル、建築保全示方書及び機械関係検修工事標準示方書に基づきグループ会社が実施しており、検査結果と補修の必要性などの設備の評価は、報告書として設備部門の現場に提出され、社員が内容の確認を行う体制としています。本社工務部は、現場で開催される月例の建築保全会議及び機械保全計画会議において、現場から報告を受け、情報を共有しています。

検査記録の重要性については、平成26年3月10日までに、こうした会議で再徹底しました。

## (5) 電気部門の取り組み

電気部門についても、(1)と同様の視点で検証しました。

その結果、特段、新たなルール化の必要なものではありませんでしたが、検査管理についての方法を具現化したフロー図等を新たに作成し、電気関係設備保全マニュアル(通達)に追記しました。

今回の改正趣旨、内容及び記録の重要性について、電気関係の現場管理者、担当社員に対して、本社電気部による周知、再徹底を平成26年2月までに実施しました。

## (6) 運転部門の取り組み

運転部門については、(1)と同様の視点で検証する対象はありません。

## (7) 今後の取り組み

軌道部門のほか、各部門において、全現場を対象に、業務実施状況の監査とそのフォローアップを継続して実施します。

規程等については、今回ルール化を行いました。が、体系が複雑になっている面もあることから、現場の声も聞きながら、より使いやすいものとなるよう、さらに改善を図っていきます。

## 2. 改ざんが行われた場合における厳しい処分環境の整備

懲戒の基準については、就業規則において包括的に記載しており、個々の事象における事実関係により、当該基準を適用してきました。今回、ATSの損壊、軌道変位検査データの書き換え等、一連の不祥事を発生させたこと、また、鉄道事業者として、社員が鉄道の安全運行を阻害する行為は、絶対に許される行為ではないことから、「鉄道の安全運行に必要な数値又はデータを不正に変更する行為を行った場合」が懲戒の基準となることと、懲戒の基準に該当するすべての行為のうち、「故意に鉄道の安全運行を阻害する行為を行った場合は、厳しく懲戒する」ことを明確にするため、就業規則に記載することとしました。

これに伴い、就業規則を改正し、平成26年4月1日から施行するとともに、平成26年3月26日に本社総務部長名の通達で、今回の就業規則改正の趣旨及び内容を全社員に対し周知しました。

また、これまで、鉄道の安全運行に必要な数値又はデータを改ざんしたことで、社員を行政・司法当局に通報・告発等をしたことはありませんでしたが、今後、個別に事象を見極めたうえで、悪質な改ざんについては、直ちに、行政・司法当局に通報・告発等を行います。

なお、上記の考え方に鑑み、A T Sを損壊した社員について、改ざんという行為ではありませんが、故意に鉄道の安全運行を阻害した行為として、平成26年1月23日に器物損壊罪で告訴しました。

今回の改善指示を受け、明確化されていない事項のルール化を行った規程類は以下のとおりであり、平成26年3月25日に改正し、同年4月1日から適用します。

1. 線路検査規程
2. 軌道整備規程
3. 線路検査マニュアル
4. 線路保守作業マニュアル

また、次の指導文書を平成26年3月25日に発出し、明確化されていない事項のルール化を行いました。

1. 工保指導27号「軌道変位検査を手検測で行う場合の当面の取扱いについて」
2. 工保指導28号「巡回及び分岐器検査等の記録簿の統一について」
3. 工保指導29号「ポイント先端部における摩耗管理の徹底について」
4. 工保指導30号「トンダレール先端部欠損時の取扱いについて」
5. 工保指導31号「軌間変位の計画整備値の設定について」
6. 工保指導32号「普通継目板締結が困難な場合における処置について」